

令和2年度 事業計画書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会

令和2年度柳川市社会福祉協議会事業計画書

《情勢と基本方針》

近年、少子高齢化や核家族化、人口減少の進行により、支援を必要とする高齢者、生活困窮者等が増加するとともに、子どもの貧困や社会的孤立、権利擁護など様々な福祉問題や生活課題が顕在化し、福祉に対するニーズは複雑・多様化しています。

一方、国においては、地域包括ケアシステムの構築や一億総活躍社会づくりに向けた取り組みが進められるとともに、地域住民の参画と協働により、互いに支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、様々な社会保障制度の改革が進められています。

このような中、社会福祉協議会においても、今日的な地域福祉の課題を踏まえ、住民の福祉ニーズを的確に把握するとともに、行政をはじめ、地域の福祉関係者と福祉課題の共有化を図り、関係機関・団体との連携をこれまで以上に深めながら、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していくことが求められています。

ところで、柳川市の状況は、令和2年1月末現在、人口は65,529人（前年比817人減）、世帯数は25,825世帯（前年比172世帯増）、高齢化率33.1%となっており、核家族化と高齢化は年々進行しています。

このような状況を踏まえ、本会はこれまで以上に地域の生活課題や福祉ニーズに即応した福祉事業の開発、実践に積極的に取り組んでいきます。

地域福祉活動については、「第2期地域福祉活動計画」の中間年にあたることから、計画に掲げた目標の実現に向けて更に取り組みを推進するとともに、これまでの進捗状況を検証し、今後の取り組みに反映させていきます。

さらに、今年度は福祉委員一斉改選の年となります。福祉委員活動に対する住民への周知啓発に努めるとともに、地域の要支援者に対する見守り活動などの支援活動の強化を図られるよう、担い手の確保と地域の福祉関係者の連携強化に向けた取り組みを一層進めてまいります。

今年1月、福岡県社協から新たに受託した日常生活自立支援事業や、今年度、市から受託する基幹型相談支援事業については、福祉サービスの利用援助が必要な市民の福祉向上及び権利擁護の推進のため、適正な実施に努めていきます。

介護保険事業については、2021年度の介護保険制度改正に向け検討が進められています。同法に基づく介護事業を展開する本会としては、国の動向等を引き続き注視するとともに、介護事業所の安定した事業経営と利用者の立場に立ったきめ細かな質の高い介護サービスの提供に努めていきます。

法人経営については、引き続き経営組織のガバナンスの強化をはじめ、事業運営の透明性の向上や財務規律の強化を図るとともに、社会福祉充実計画を着実に実施し、法務、税務及び会計など適正に処理してまいります。

このように、社会福祉協議会を取り巻く環境は、さらに厳しさを増していますが、本会は、地域の福祉関係者との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層支援するとともに、ボランティア・地域の関係団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれも排除しない地域社会づくりを進めます。

《重点目標》

1. 第2期地域福祉活動計画の推進
2. 地区社協活動支援の充実及び地域支え合い活動の推進
3. 新規受託事業（日常生活自立支援事業・基幹型相談支援事業）の適正な実施
4. 地域に根ざした在宅福祉サービスの充実

《法人経営部門》

今般の社会福祉法人制度改革により、適正な支出管理を確保するとともに、福祉サービスへ再投下可能な余裕財産を明確化し、社会福祉充実計画を作成することが義務付けられています。

平成 29 年度に作成した本会の社会福祉充実計画においては、今年度に車両 2 台を買い替えることとしています。

また、平成 31 年 4 月から働き方改革関連法が順次施行されるため、法令遵守の観点から必要な人事制度の見直しを行っていきます。

法人経営部門では、毎年度の決算で算出される社会福祉充実残額を適正に確認し、法人の健全経営や地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実に効果的に行うための安定的な財政基盤を確保するとともに、その提供する福祉サービスの向上並びに事業経営の透明性を確保するために、次の事務事業を行います。

1. 組織運営事業

(1) 理事会等の開催

地域福祉推進にふさわしい事業を市民と協働して実施していくために、理事会等を中心に法人経営の強化を図ります。

- 理事会の開催
- 評議員会の開催
- 正副会長会の開催
- 評議員選任・解任委員会の開催
- 企画・財政委員会の開催
- 運営会議の開催（定例月 2 回、対象者：常務理事及び管理職等）

(2) 監査の実施

事業の健全経営や透明性を図るため、法人の財産状況等の監査を受けます。

- 本会監事による監査（原則として年 1 回）

(3) 安定的な財政基盤の確保

① 社協会費の推進

地域行政区等の協力を得て一般会員を募集します。また、広報誌やホームページを活用して本会に対する認知度を高め、本会の趣旨に賛同する団体・企業等の特別会員を推進します。

- 一般会員（目標／18,000 世帯、9,000 千円）※7 月が推進月間
- 特別会員（目標／10 団体、100 千円）※8 月が推進月間

② 積立資産の運用

長引く低金利の金融市場にあって、近年その果実は少額で推移しており、より有利な資金管理方法を模索するべき状況にあることから、平成 26 年 10 月から積立金の一部を国債又は地方債等の安全性の高い有価証券で管理することとしています。

今後も安定的な財政基盤を確保する必要性から、安全性及び収益性の高い方法で管理を行っていきます。

(4) 社会福祉充実計画の管理

社会福祉充実計画については、平成 29 年度以降の毎会計年度において、算定された社会福祉充実残額が計画どおりに推移しているかを確認し、当初予定していた残額と比較して 20% を超える増減がある場合には、理事会及び評議員会の決議並びに所轄庁への変更承認手続きが必要になります。

関係法令をはじめ、厚生労働省が示す事務処理基準を遵守し、社会福祉充実計画を適正に管理していきます。

(5) 苦情解決制度

福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利の擁護とサービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図るために、社会福祉法第 82 条の規定に基づき、苦情解決制度を適正に実施します。

(6) 情報公表

財務状況の不透明さを払拭し、市民から信頼を得られる法人であるために、適正な財務諸表及び現況報告書等をインターネット等で公表します。

(7) 法令遵守

社会福祉法人が遵守すべき法令を熟知してコンプライアンスの意識を高めるとともに、必要な庶務の実施及び規程等の改正を行います。

2. 連絡調整事業

(1) 関係機関とのネットワーク

関係機関の主催する各種委員会等へ役職員を派遣し、ネットワーク化を図ります。

(2) 民間助成等の情報提供

関係団体への情報提供及び申請があった場合の推薦などを行います。

(3) 後援名義の使用許可等

関係団体が主催する社会福祉を目的とする各種事業の周知のために名義後援等を行います。

(4) 関係団体の表彰推薦

関係団体が主催する社会福祉事業等に関する表彰に係る推薦事務を行います。

3. 研修事業

(1) 役員等研修

役員及び評議員を対象とした外部研修へ参加します。

- 役員及び評議員対象の外部研修への参加
- 監事等対象の会計セミナーへの参加

(2) 職員研修

[内部研修]

職員の資質向上を図るために、内部研修の開催を計画します。なお、平成 28 年度から、法人全体の業務や課題に対する共通理解を深め、オール社協で事業を推進していくために、各拠点及び多職種の職員で構成する職員研修企画委員会を立ち上げ、研修を企画しています。

- 職員基礎研修（年 2 回 常勤職員対象）
- パソコン研修（常勤職員対象）
- 交通安全研修（年 1 回 全職員対象）

[外部研修]

外部機関が実施する担当業務又は階層別研修に必要な応じて参加します。

- 専門研修
- 人権・同和研修

4. 人材育成事業

(1) 実習生の受入

社会福祉の専門家や介護職を目指す柳川市内在住又は出身の学生等に、人材育成の一環として実習の場を提供します。

- 介護支援専門員及びホームヘルパーの介護職
- 社会福祉士等の相談援助職

《地域福祉活動推進部門》

今年度は、行政の地域福祉計画と一体的に策定した「第2期地域福祉活動計画」の中間年を迎えます。これまでの取り組みを点検し、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、期間内における取り組みの方向性や重点施策等について必要な見直し行っていきます。また、事業推進にあたっては、行政や地域住民、民生児童委員、福祉委員、地区社協、福祉事業者など、多様な関係機関・団体等との連携強化を図りながら、地域福祉の推進に努めていきます。

小地域福祉活動の推進については、要援護者等の見守り活動の充実強化を図るため、地区社協単位に見守りマップづくりを推進し、地域の福祉関係者による手厚い見守りにつなげていきます。見守りマップづくりにおいては、市社協が保有する要支援者名簿と地域の支援者同士が知り得る情報を持ち寄りながら、地域の要援護者や気になる方を明確にし、切れ目のない見守り活動が展開できるよう、関係者の情報共有の場づくりを支援していきます。また、身近な地域で住民同士の交流や居場所づくりなどを目的に実施される「よりあい活動」については、新規立ち上げに対する助成制度をはじめ、レクリエーション指導や支援講座の開催等を通して、普及推進を図っていきます。

また、地区社協活動については、必要な財政支援をはじめ、運営や活動に関する助言、研修会の開催支援、地区担当職員による個別支援の充実を図るとともに、各地区の運営を担う役員等を対象に全体研修会を開催し、組織体制の強化及び活動の活性化に向けた支援に努めます。

福祉委員については、今年4月から5期目の任期が始まります。設置当初に比べ、福祉委員の設置率及び設置人数ともに大幅に増加し、一定の理解は得られつつありますが、今後、更に高齢化が進み、要援護者が増加する状況下において、取り組みの更なる推進を図っていくためには、住民の理解と協力が不可欠となります。引き続き、福祉委員活動に対する住民への周知と理解促進を図るとともに、未設置地区での設置促進、研修等を通じた資質向上、地域の福祉関係者との連携強化に取り組んでいきます。

昨年7月、柳川市内で社会福祉事業を実施している10法人（本会含む）が、それぞれの専門分野の枠を超え連携を図りながら地域貢献に取り組むため、柳川市社会福祉法人連絡協議会を設立しました。本会は、当連絡協議会の事務局として、社会福祉法人の連携・協働により地域の課題や制度の狭間にある問題解決に向け、市内全域で多様な取り組みが展開できるよう努めていきます。

今後も、社協職員が積極的に地域に出向き、地域住民や福祉関係者、関係機関と連携協働し、地域の福祉ニーズの把握や福祉課題の解決に努め、市民に必要とされる存在になるよう努めていきます。

以上、この部門では、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのため、次の事業を行います。

1. ボランティア活動・福祉教育

(1) ボランティアセンター事業〔市受託事業〕

市民のボランティア活動に関する理解と関心を高め、活動への住民参加の促進を図るために、次の事業に取り組みます。

- ボランティアに関する相談・登録・斡旋

- ボランティア発掘・育成
- ボランティア入門講座
- ボランティア団体の支援及び連絡調整
- ボランティアに関する情報の収集及び提供・広報活動
- ボランティアコーディネーターの配置
- ボランティア活動保険への加入促進
- 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

(2) 市民福祉講座の開催

市民に関心の高い時事福祉問題や暮らしに役立つテーマについて学習機会を提供します。

(3) 出前講座の開催

地域住民・各種団体等を対象に、社協事業に対する理解と地域福祉の啓発の場として実施します。

(4) 災害に強い地域づくり講座の開催

住民同士の支援活動を円滑に進めるために必要な知識の普及を図ります。

(5) 傾聴ボランティア講座の開催

相談支援の基本となる傾聴の基礎を学び、地域や福祉施設等において活動する傾聴ボランティアを養成します。

(6) 福祉教育教材活用事業

福祉読本「ともに生きる」を市内の各小学校等に配布し、福祉教育教材として活用してもらうことにより、福祉の心の醸成を図ります。

2. 調査・広報・普及

(1) 社協だよりの発行／年6回

社協事業や地域の福祉活動等を広く市民に広報するため、市内全戸に広報誌を配布します。

(2) ホームページ等による情報配信 [<http://www.yanagawa-shakyo.or.jp/>]

社協情報や福祉情報など、ホームページやフェイスブックを活用しタイムリーな情報配信を行います。

(3) 福祉データ基礎調査

人口や世帯数、高齢者数、高齢化率など福祉関連のデータを把握し、地域への情報提供等に活用するために調査を行います。

(4) 社会福祉大会の開催 / 水の郷で10月17日開催予定

社協活動や社会福祉への関心を高め、地域福祉活動を推進するための社協会費・共同募金・寄附金への認識を深めてもらうことを目的に実施します。

※多様な年齢層の参加促進を図るため、ふれあいフォトコンテストや福祉標語の募集を行います。

(5) 児童・高齢者福祉啓発事業

5月の児童福祉月間及び9月の老人福祉月間に合わせポスターを作成し、公共施設等に掲示することにより、児童・老人福祉に関する普及啓発を行います。

(6) 共同募金運動への協力

福岡県共同募金会柳川市支会の事務局と連携し、共同募金運動や災害時の義援金募集などに協力します。

3. 小地域福祉ネットワーク・よりあい活動

(1) 福祉委員の設置推進

住民の福祉活動を担う地域の福祉ボランティアとして福祉委員の設置推進並びに未設置地区の設置促進を図ります。

(2) 福祉委員新任研修会・全体研修会・地区別研修会の開催

福祉委員活動への認識を深めるとともに、時事問題への理解促進並びに活動に必要な情報提供を行い、福祉委員の資質向上を図ります。また、引き続き地区別研修会を開催し、福祉委員の情報交換及び交流の場づくりを支援します。

(3) 地区社協連絡会の開催〔年3回〕

地区社協活動に関する課題の共有や各地区相互の情報交換の場として開催します。また、他地区の先進的な取り組みを学習するための研修会を実施します。

(4) 地区社協役員研修会〔新規〕

地区社協の運営を担う役員等を対象に、地区社協活動に対する共通理解の促進及び各地区の活動状況を知る機会を提供することで、活動の活性化と役員意識高揚を図ります。

(5) 個別地区社協支援〔地区担当職員による個別支援〕

各地区の研修会等の開催支援、運営や活動に対する助言など、地区担当職員による活動支援を行います。

(6) 地区社協福祉関係者座談会

地域の福祉関係者と直接対話する機会を設け、地域の福祉問題や地域の福祉活動における課題を整理し、地域に対するきめ細かな支援及び連携強化を図ります。

(7) 見守りネットワークの推進

地区内の要支援者の支援活動に取り組む地区社協と連携を図りながら、地域の多様な関係者の協力のもと、見守りマップづくりを推進し、地域の見守り支援体制づくりを進めます。

(8) よりあい活動の普及推進

地域住民が気軽に集える身近な場所で、仲間づくりや健康保持等を目的に実施される「よりあい活動」の普及、推進を図るために、次の事業に取り組みます。

- よりあい活動支援講座の開催
- よりあい活動支援室内遊具の貸出し及びレクリエーション指導
- よりあい活動新規立ち上げに対する助成金交付

4. 当事者及び当事者団体支援

(1) 子ども食堂等の支援

経済的な事情などにより、家庭で十分な食事がとれなくなった子どもに、無料もしくは安価な食事や居場所を提供する子ども食堂等を実施する団体へ立ち上げや運営に関する情報提供などの支援を行います。

(2) 各福祉団体活動の支援

当事者自らが、課題の解決に向けた活動を自主的に行う福祉団体の活動を支援します。

(3) 歳末たすけあい事業支援

地区社協を通じて実施される地域歳末たすけあい運動の取り組みを支援します。

(4) 火災見舞品支給事業

火災による被災者世帯へ寝具の救援物資を支給します。

(5) 物故者への敬供事業

物故者の生前の労に感謝し、霊前に敬供品と弔意を贈ります。

5. 地域における公益的な取り組みの推進

市内の社会福祉法人等がそれぞれの事業分野の枠を超えて、相互の連携と協働により、制度の狭間にある福祉課題の解決に向け、取り組みを進めます。

《市民福祉サービス部門》

本会では、住民からの相談やニーズを的確に受け止め、その課題解決のために関係機関と連携を取りながら、様々な支援を行っていきます。

総合相談事業については、本所及び各支所を日常的な相談窓口として、各種関係機関と連携しながら相談者の福祉課題や生活問題の解決に努めていきます。また、定期的に開設している心配ごと相談所の周知を図るため、広報誌への紹介記事の掲載や、チラシ・パンフレットの変更等、広報方法の見直し及び強化を行い、誰もが気軽に相談できる窓口を目指していきます。

生活福祉資金貸付事業は、市が実施している自立相談支援事業と連携しながら、相談世帯の経済的自立と生活の安定を図っていくとともに、生活福祉資金の貸付だけにとどまらない各種関係機関と連携した継続的な支援に繋げていきます。また、緊急支援品支給事業については、本会が持っている支給品と併せて、フードバンク等の協力を得ながら、生活困窮世帯への食糧支援を行っていくとともに、生活困窮世帯の自立に向けた支援につなげていきます。

日常生活自立支援事業については、これまで、基幹的社協である筑后市社協のもと生活支援を行ってきましたが、全市町村方式への移行に伴い、今年1月から本会に新たに専門員を配置し、事業を実施しています。今後も各種関係機関と連携しながら、事業利用へのニーズ把握に努め、判断能力が不十分な方の権利擁護のために、福祉サービス利用や日常的な金銭管理などの支援を行っていくとともに、適正な事業運営を行っていきます。また、今後、ひとり暮らし高齢者の増加等に伴い事業利用者の増加が見込まれるため、住民ニーズに対応できる生活支援員体制を検討していきます。

各種貸与事業については、福祉用具・各種機器等の貸与を通して市民の福祉の向上を図っていきます。

中でも、高齢者疑似体験用具の貸出しについては、高齢者・視覚障がい者疑似体験等を通した出前講座を福祉教育の一環として位置づけ、市内小中学校等への周知を行い、講座を通した高齢者・障がい者理解の促進及び福祉の心の醸成を図っていきます。

また、ハンディキャブ貸与事業については、2日以内だった利用期間を昨年度、4泊5日に延長しました。今後も、より利用しやすいサービスとなるよう検討していくとともに、利用者の生活上の利便性の向上と社会参加の促進を図っていきます。

以上、この部門では、福祉サービス利用者の地域での生活支援に向けた相談・支援活動を推進していきます。

1. 総合相談事業

福祉に関する総合相談窓口や心配ごと相談所を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。

- (1) 日常的な総合相談窓口
- (2) 心配ごと相談

□ 毎週木曜日 13:00～16:00 柳川総合保健福祉センター

[相談員：司法書士、民生児童委員]

※令和2年6月以降は、第1・第3木曜日の月2回に変更します。

2. 生活福祉資金貸付事業〔県社協受託〕

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸付けと併せて必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図ります。

□資金種類（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金など）

3. 緊急支援品支給事業

一時的に食事等の摂取が困難な生活困窮世帯に対して、食糧及び飲料水等を支給することによって、生命維持のための緊急的な支援を行います。また、余剰食品や規格外食品を提供するフードバンクについて、関係機関等と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

4. 日常生活自立支援事業〔県社協受託〕

認知症、知的障がい、精神障がいをお持ちの方等で、判断能力が不十分なために日常生活でお困りの方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理及び書類等の預りサービスを行います。

5. 子育て支援ゆずりあい事業

不要となった育児用品を譲りたい人と譲ってほしい人を登録し、斡旋を行うことにより、資源の有効活用と子育て世代の交流及び経済的な負担軽減を図ります。

(1) チャイルドシート (2) ベビーベッド (3) ベビーバス

6. 福祉用具貸与事業

介護保険適用外の虚弱高齢者や障がい児・者及び一時的に病気やけがをされた方等に対して、福祉用具を貸与することにより、利用者及び介護者の日常生活の支援を行います。

(1) 電動ベッド (2) 車いす (3) 歩行器 (4) 松葉杖 (5) 乳児用ベッド

7. ハンディキャブ貸与事業

車いす利用者や歩行が著しく困難な方に対し、ハンディキャブ（福祉車両）を貸与することにより、利用者の社会参加と日常生活の向上を図ります。

8. 各種機材・機器等貸与事業

(1) 福祉啓発機器の貸出し

地域福祉活動の啓発・促進を図るために視聴覚機器を貸出します。

(2) 高齢者疑似体験用具の貸出し

高齢者の身体的機能を疑似的に体験し、高齢者に対する理解を深めてもらうために用具を貸出します。また、用具を活用した出前講座を市内各種団体・小中学校等で開催し、高齢者・障がい者理解の促進及び福祉の心の醸成を図ります。

(3) 住環境改善機材の貸出し

高齢者や障がい者の生活環境の改善や公共のためのボランティア活動を支援するために作業用機材を貸出します。

(4) 活字文書読み上げ装置の貸出し

視力に障がいのある方の日常生活の便宜を図るため活字読み上げ装置を貸出します。

(5) お出かけ見守り機器の貸出し

認知症高齢者や障がい児・者の社会参加を支援するため外出支援機器を貸出します。

9. 福祉バス事業〔市受託事業〕

福祉団体等の視察研修及び大会等参加のために福祉バスの運行を行います。

10. 大和・三橋老人福祉センターの管理運営〔市受託事業〕

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供するために設置された大和・三橋老人福祉センターの管理運営を行います。

11. 柳城児童館の管理運営・地域子育て支援拠点事業〔市受託事業〕

児童の健康を増進し、情操を豊かにするために柳城児童館の管理運営を行います。また、同館において、乳幼児と親が気軽に集える場を提供し地域の子育てを支援するため、地域子育て支援拠点事業として、つどいの広場事業を実施します。

12. ファミリーサポートセンター事業〔市受託事業〕

子育てをする人の仕事と育児の両立と安心して働くことができる環境づくりのため、児童の預かり等について、援助を受ける人と援助を提供する人の連絡調整を行います。

《在宅福祉サービス部門》

多様化する利用者や家族のニーズに寄り添い、住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を送れるよう、地域に根ざした質の高い介護サービスの提供に努めていきます。

介護保険事業については、平成30年度の介護報酬の改定において、身体介護をより重視する一方で生活援助の基本報酬が引き下げられたことから、要介護度が軽度な利用者が多く、身体介護に比べ生活援助の利用割合が高い本会においては、以前にもまして厳しい事業所経営が続いています。さらに、今年度は、第7期介護保険事業計画の最終年度を迎え、次期2021年度介護保険制度改正に向けて法改正が行われます。国の動向を注視しながら、介護事業の効率化と安定した事業所経営を目指すとともに、利用者の立場に立ったきめ細かな質の高い介護サービスを提供できるよう介護職員の資質向上に努めていきます。また、介護事業所のPRや広報活動を積極的に展開するとともに、社協の持つ公益性の観点から、他事業所が受け入れ困難な利用者の受け皿となり、各種関係機関の信頼を得ることで、新規利用者の獲得につなげていきます。

介護予防・日常生活支援総合事業については、需要が増加しています。昨年度廃止した訪問入浴介護事業に係る人員を訪問介護事業に重点を置き換えて事業運営を行っていますが、そのうち要介護度が比較的軽度な方を対象としたサービスである介護予防訪問介助相当サービス・訪問型サービスA（生活管理指導員派遣事業）の利用者数が増加傾向にあります。生活援助を対象としたサービスを提供していますが、処遇が困難な利用者に対して複数の訪問介護員による対応が必要な事例も発生しているため、利用者が抱える生活課題の解決に向け、市・地域包括支援センター等の各種関係機関と連携しながら、更なる地域支援に取り組み、高齢者等のニーズに合ったサービスを提供していきます。

在宅介護自費サービス事業については、市民の多様な介護ニーズに応えるため、本会独自の自費による訪問介護サービスの提供を行っています。引き続き、市民の介護ニーズを的確に把握し、制度の枠にこだわらない柔軟な事業展開を進めていきます。

障害者相談支援事業については、依然として計画相談に係る比重が大きく、一般相談の対応が十分にできていない課題が継続しています。委託相談支援事業が担うべき計画相談の役割を明確にし、市内相談支援体制を再構築する上で必要な困難事例や緊急事案に速やかに対応できる体制を確立していきます。また、今年度は、市から新たに基幹型相談支援事業を受託し実施します。相談事業所の人員体制の強化を図るとともに、市と連携を図りながら、地域の相談支援の拠点として、障害のある方やその家族が自立した生活を送ることができるよう支援に努めていきます。

以上、この部門では、高齢者や障がい者（児）の方が「住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らしたい」という願いを実現し、できる限り自立した日常生活が送れるよう支援するため、次の事業を行います。

1. 介護保険事業

(1) 訪問介護事業

訪問介護事業では、介護の必要な高齢者の居宅を訪問し、食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯・掃除などの生活援助を、利用者一人ひとりの残存能力を生かしつつ、身体の状況に応じて自立した在宅生活が送れるようにサービスを提供します。

□ 1ヶ月あたりの延べ訪問回数 360回を目標とします。（平成31年度月平均 346回）

(2) 居宅介護支援事業

居宅介護支援事業では、介護保険制度に基づく介護サービスを受ける時に必要となる介護サービス計画（ケアプラン）の作成、相談、申請代行、サービス調整等を行い、医療・保険・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるようなサービスを提供します。

□ 1ヶ月あたりのプラン作成数 130 件を目標とします。（平成 31 年度月平均 127 件）

2. 予防給付事業

(1) 介護予防支援事業〔地域包括センターからの受託事業〕

介護予防支援事業では、地域包括支援センターの委託を受け、介護保険制度による介護予防サービスを受ける場合に必要となる介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成、相談、サービス調整等を行い、介護状態への進行を防ぎ自立した生活を送れるように支援します。

□ 1ヶ月あたりのプラン作成数 25 件を目標とします。（平成 31 年度月平均 22 件）

3. 障害福祉サービス事業

(1) 身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者居宅介護事業（ホームヘルプサービス）

自立支援給付決定を受けられた身体・知的・精神障がい・難病の方に対し、社会との関わりや個々のニーズを大切にサービスを提供し、在宅で自立した生活を送れるように支援します。

□ 1ヶ月あたりの延べ訪問回数 170 回を目標とします。（平成 31 年度月平均 167 回）

4. 在宅介護自費サービス事業

介護保険法に基づく訪問介護（予防事業含む）及び障害者居宅介護事業等における保険給付範囲外のサービスニーズに幅広く対応することができるよう、必要な在宅福祉サービスを提供します。

5. 地域生活支援事業

(1) 移動支援事業〔市受託事業〕

屋外での移動が困難な障がい者（児）の地域における自立生活及び社会参加を図るために、日常生活の外出支援を行います。

6. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 介護予防訪問介護相当サービス

従来の要支援 1・2 の方を対象とした介護予防給付事業で、利用者一人ひとりの残存能力を生かしつつ、身体状況に応じて自立した在宅生活を送れるよう炊事・洗濯・掃除などの生活援助サービスを提供します。

② 訪問型サービスA（生活管理指導員派遣事業）〔市受託事業〕

市内に居住する 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯で、介護保険の要支援 1 又は 2 の認定を受けた人や基本チェックリストで該当した人に対し、日常生活に関する生活支援、指導を行います。

(2) 一般介護予防事業

① 地域介護予防活動支援事業（高齢者生きがい活動支援通所事業）〔市受託事業〕

趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消並びに介護予防を図り、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ります。

7. ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業〔市受託事業〕

母子家庭、寡婦、及び父子家庭にホームヘルパーを派遣して、日常生活の援助を行います。

8. エンゼルサポーター派遣事業〔市受託事業〕

2人以上の多胎児を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児に関する支援を行います。

9. 基幹型相談支援事業

地域における障がいのある方の相談支援の拠点として、あらゆる障がいに対する総合的な相談業務や、相談支援事業所に対する支援等を行います。

(1) 一般相談支援事業〔市受託事業〕

障がいがある方やその家族からの相談に応じ、情報提供及び助言、福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整や権利擁護等の必要な支援を行います。

(2) 特定相談支援事業〔計画相談〕

障がい福祉サービスを利用する際に必要な「サービス等利用計画」を作成します。計画は、障がい者本人の意思と同意のもとに作成し、その計画に沿った支援を実施するため、福祉サービス事業者と連絡調整等を行うなど、継続的な支援を行います。

《月別実施事業》

月	事業名
4月	社会福祉大会実行委員会立ち上げ 新任福祉委員委嘱状交付及び新任者研修 福祉データ基礎調査（人口、高齢者、障害者等）
5月	社協だより発行（5月号） 児童福祉月間ポスターによる啓発 監査 理事会
6月	定時評議員会 理事会 地区社協連絡会① 福祉教育教材配布（市内小学校等） 傾聴ボランティア養成講座①②③
7月	社協だより発行（7月号） 地区社協役員研修 ボランティア入門講座①② 傾聴ボランティア養成講座④⑤
8月	よりあい活動支援講座①② ボランティア入門講座③
9月	社協だより発行（9月号） 老人福祉月間ポスターによる啓発 よりあい活動支援講座③④ 災害に強い地域づくり講座（1回）
10月	赤い羽根共同募金運動（12月31日まで） 地区社協連絡会② 社会福祉大会（10月17日） 災害に強い地域づくり講座（1回）
11月	社協だより発行（11月号） 福祉委員全体研修 災害に強い地域づくり講座（2回）
12月	歳末たすけあい運動（12月31日まで）
1月	社協だより発行（1月号） 市民福祉講座①②
2月	地区社協連絡会③ 市民福祉講座③④ 福祉委員地区別研修①②
3月	社協だより発行（3月号） 福祉委員地区別研修③④ 理事会・評議員会

《通年事業》

1. 第2期地域福祉活動計画の推進
2. 心配ごと相談事業
3. 生活福祉資金貸付事業〔県社協受託事業〕
4. 緊急支援品支給事業
5. 社会福祉法人連絡協議会による地域における公益的な取り組みの推進
6. ホームページによる情報配信
7. 地区社協事業
8. 地区社協福祉関係者座談会事業
9. よりあい活動支援室内遊具貸与事業
10. 火災見舞品支給事業
11. 物故者への敬供事業
12. 福祉用具貸与事業
13. ハンディキャブ貸与事業
14. 各種機材・機器等貸与事業
15. 子ども食堂等の支援
16. 子育て支援ゆずりあい事業
17. 日常生活自立支援事業〔県社協受託事業〕
18. 介護保険事業
19. 予防給付事業
20. 障害福祉サービス事業
21. 在宅介護自費サービス事業
22. 移動支援事業〔市受託事業〕
23. 基幹型相談支援事業〔市受託事業〕
24. 介護予防訪問介護相当サービス
25. 訪問型サービスA（生活管理指導員派遣事業）〔市受託事業〕
26. 地域介護予防活動支援事業（高齢者生きがい活動支援通所事業）〔市受託事業〕
27. ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業〔市受託事業〕
28. エンゼルサポーター派遣事業〔市受託事業〕
29. 福祉バス事業〔市受託事業〕
30. 大和・三橋老人福祉センター管理運営〔市受託事業〕
31. ボランティアセンター事業〔市受託事業〕
32. ファミリーサポートセンター事業〔市受託事業〕
33. 児童館運営〔市受託事業〕
34. 地域子育て支援拠点事業〔市受託事業〕